

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

高齢運転者の後付けブレーキ補助金制度

問合せ 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159
ID 1006857



高齢運転者のペダル踏み間違いによる交通事故防止や事故時の被害軽減のため、後付けブレーキ（安全運転支援装置）の購入・設置費用の一部を補助します。
※令和2年4月1日以降に設置したものが対象

- 対象者
市内在住で、令和3年3月31日現在で満65歳以上かつ運転免許証を保有する方
※その他にも対象要件があります
- 補助金額
後付けブレーキの購入・設置費用（国の補助金を除いた額）の5分の4
※1,000円未満切り捨て。1人1回まで
【上限額】障害物検知機能付き…32,000円
障害物検知機能なし…16,000円

- 申し込み
令和3年2月26日（金）までに、申請書に記入の上、市役所危機管理課へ（用紙は申請先にあります。市のホームページからダウンロードもできます）
※予算がなくなり次第、受付を終了します
- その他
・国土交通省の性能認定を受けた装置に限ります
・必ず県内の安全運転支援装置認定取扱事業者の店舗などで設置してください

生け垣設置助成



緑豊かで潤いのある良好な生活環境づくりのために「生け垣設置」を推進しています
ID 1001236

問合せ 市役所都市整備課 ☎0587(32)1372

- 対象 市内で、住宅・店舗・工場・事業所・倉庫などで使用する土地に新たに生け垣を設置する方
- 補助基準 公道に面していて、90cm以上の樹木を1mにつき2本以上2m以上にわたり植栽すること
- 補助金額 設置費用または生け垣の延長に市が定めた基準額を乗じて得た額のいずれか低い額の2分の1（限度額6万円）
- 手続き 着手前に、申請書を提出 ※補助金の交付は設置完了後です

除草剤などは周囲に配慮して正しく使用しましょう

問合せ 市役所農務課 ☎0587(32)1352
ID 1001985

除草剤などが飛散すると、人の健康や周辺の生活環境などに悪影響を及ぼす場合があります。散布の際は、次の点に留意して、周囲に迷惑がかからないように行ってください。



- ・取扱説明書などをよく読み、適正な量を使用する
- ・風のない日を選ぶ
- ・人通りが多い時間帯を避けるなど、散布の時間帯に配慮する

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

稲沢市税条例の一部改正

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた地方税法などの改正に伴い、条例の一部を改正しました。市税に関する措置について、主な内容をお知らせします。

1 徴収の猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少（令和2年2月以降の一定期間の収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少）があり、納付・納入することが困難であると認められる方は、納期限までに申請すると徴収の猶予を1年間受けることができます。 ※担保の提供は不要で、猶予期間内の延滞金は免除されます

●令和3年1月31日までに納期限が到来する市税が対象

2 固定資産税

(1) 中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の軽減措置 ※令和3年度のみ

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少している中小事業者等に対して、令和3年度の1年分に限り、所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の負担を軽減します。

●令和2年2月から10月までの間の連続する任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等が対象

●売上高の減少の程度に応じて、固定資産税および都市計画税の課税標準である価格を軽減

売上高の減少の程度	課税標準の軽減の割合
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

●この軽減を受けるには、売上高の減少などについて税理士や会計士といった認定経営革新等支援機関等の認定を受けた後、令和3年1月31日までに市へ申告が必要

(2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

特例の対象に一定の事業用家屋および構築物を加えます。

●中小事業者等が、認定先端設備等導入計画に従って令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に取得した一定の事業用家屋・構築物が対象

●最初の3年度分に限り、対象となる事業用家屋・構築物に係る固定資産税の課税標準はゼロ

問合せ 1…市役所収納課 ☎0587(32)1248
2…市役所課税課 ☎0587(32)1239
ID 1006852

稲沢市都市緑化推進事業

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業として、市民や事業者が行う優良な緑化に対して補助金を交付します

問合せ 市役所都市整備課 ☎0587(32)1372
ID 1002320

緑の街並み推進事業

- 対象
 - 市街化区域および市街化調整区域内の既存集落で行う事業
 - 民有地で、空き地、駐車場、建物の屋上や壁面に50㎡以上の緑化を行う事業（次の条件を1つ以上満たしていること）
 - ・公開性がある（一般に開放されている、管理者の了承のもと見ることができると）
 - ・緑化面積が1,000㎡以上
 - ・高中木の植栽の面積が、緑化面積の25%以上を占めている
 - 民有地で、延長15m以上の生け垣設置を行う事業（次の条件を全て満たしていること）
 - ・生け垣の延長のうち、公道などの道路に対する接道延長が50%以上
 - ・1m当たり2本以上植栽し、生け垣の高さが地面から90cm以上

補助金額
緑化（土壌改良、灌水設備など含む）、生け垣設置に使う費用の2分の1（1件当たりの上限額は500万円）
※補助金額が10万円未満の場合は対象外
※補助金額が基準額（右表）を超える場合、緑化面積または生け垣延長に基準額を乗じた額を交付

市民参加緑づくり事業

- 対象
公有地で、市民参加型の緑化活動や体験学習を行う事業（次の条件を全て満たしていること）
 - ・参加者が延べ50人以上
 - ・樹木などの費用が、補助の対象となる費用の2分の1以上
 - ・営利目的ではなく、事業に継続性がある
 - ・あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の趣旨に反しない事業

補助金額
事業実施に必要と認められる費用の全てを交付（1件当たりの上限額は300万円）
※補助金額が10万円未満の場合は対象外

緑の街並み推進事業 補助金の基準額

対象事業	補助金の基準額
屋上・壁面の緑化	1㎡当たり30,000円
空き地の緑化	1㎡当たり15,000円
駐車場の緑化	1㎡当たり20,000円
生け垣設置	延長1m当たり5,000円

注意事項 必ず施工前に申請し、年度内に完了してください ※予算がなくなり次第、受付を終了します。事前相談が必要です